

役場からのお知らせ

電話
 役場 ☎ 72-0450
 ふれあいセンター ☎ 73-0811
 農業センター ☎ 73-0978

「児童扶養手当」の加算額が変わります

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

- 平成28年8月から
・加算額が増額されます
- 【第2子】月額5千円↓最大で月額1万円
- 【第3子以降】月額3千円↓最大で月額6千円

平成29年4月から
物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

問い合わせ先…住民課 福祉班 都築

「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を「存じますか？」

「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」では、高知県および高知市より委託を受けて、高知県内のひとり親の父・母などに対して就職に関する相談、支援を実施しています。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。



「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」

高知市旭町3丁目15番地
 こうち男女共同参画センター（ソール2F）
 ☎088-875-2500

農業経営基盤強化法による「利用権設定」について

農業経営基盤強化法による「利用権設定」は、貸した農地は設定した期間が終了すれば、離作料等を支払うことなく貸人である農地所有者に返ってくるため、安心して農地の貸し借りが行えます。農業委員会が、農家の方から提出された利用権設定の申請書をもとに農用地利用集積計画を作成し、農業委員会総会の決定を経て告示します。なお、利用権設定を受ける方（農地を借りる方）は次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。



1. 農用地のすべてを利用し、耕作または養畜の事業を行うこと。
2. 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること。
3. 地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
4. 権利を有する者すべての同意が得られていること。

農地の違反転用の防止について

農地を農地以外に利用する時は、農地法の許可が必要で、農地に家や倉庫等を建てたり、駐車場や資材置場として利用する場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もありますので注意してください。

問い合わせ先…農業委員会（産業建設課産班内）小松

ごみの分別方法が変わります

「プラスチックごみ」の分別収集を実施します。平成29年度に、本山町木能津の嶺北広域清掃センター焼却炉の大規模改修工事を行います。工事期間中は、ごみ焼却作業ができないため、南国市香南清掃組合ごみ焼却場で可燃ごみの処理をすることになります。このため、この期間中は香南清掃組合のごみ分別区分に従い、これまで「燃えるごみ」として収集していたごみの中から「容器包装プラスチック」と「硬質プラスチック製品」の2種類のプラスチック類を分別品目として追加し、収集を行います。実施期間は、平成29年4月1日から12月29日までの9カ月です（やむを得ず延長する場合があります）。詳しい内容につきましては、今後お知らせしていきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



問い合わせ先…住民課 三谷

24時間テレビ39

今年で39回目を迎えます24時間テレビ（8月27日～28日放送予定）の募金会場を開設します。当日、会場では募金の受け付けとチャリティーグッズの取り扱いをします。皆さまのご支援・ご協力をお待ちしています。

なお、チャリティーグッズをお求めの方は、数量に限りがありますのでご了承ください。

※24時間テレビの詳細についてはホームページをご覧ください。



問い合わせ先…大豊町社会福祉協議会 久保

☎073-11200

災害義援金へのご協力

ありがとうございます

皆さまからお預かりしました義援金は、高知県共同募金会を通じて被災地各県へ送金され、被災地の県・共同募金会・その他関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被害に遭われた方々の支援に充てられます。

ご協力ありがとうございました。

○平成28年熊本地震義援金

…1,101,000円

○平成28年4月地震大分県被災者義援金

…20,000円

高知県共同募金会大豊町共同募金委員会

（大豊町社会福祉協議会内）

旧大田口小学校備品のせり売りをを行います！

1 せり売り物件

◆放課後子ども教室に使用する教室および体育館を除く、町が指定する旧大田口小学校備品（机・椅子・ロッカー・たんす・実験器具・音楽器具・本・食器など）

2 日時・場所

◆8月14日（日）午後2時～

※午後1時30分から物件の供覧を行います。

◆旧大田口小学校

3 せり売りの方法

◆開始時刻になりましたら、各部屋を順番に回り、主な備品ごとに口頭で金額の提示を行います。

◆最低価格を超え、かつ最高価格を提示し、有効な競争を行った方を競落者とします。

4 せり売りの無効

◆参加資格のない方のしたせり上げ、及びせり売りに関する条件に違反した方のせり上げを無効とします。

5 せり売りに参加できない方

(1)破産者で復権を得ない方。

(2)地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号の規定に該当する方（公正な取引の違反）で、当該事実があった日から2年を経過しない方。

(3)公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法第238条の3の規定に該当する方。

4 その他

◆せり売りの保証金は免除されます。

◆代金は、即日現金納付となります（つり銭のいらぬようご配慮ください）。

◆競落した備品は原則当日引き取りでお願いします。

◆一度納付いただいた代金は、返金できません。備品の返品もできません。

◆せり売り対象の備品は、古いものが多く動作確認等行っていない旨をご了承の上お買い求めください。備品についての瑕疵担保責任は負いかねます。



問い合わせ先…総務課企画財政班 兵頭